

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年7月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900084 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900029 号

第1 結論

請求期間①のうち、昭和 34 年 3 月 28 日から昭和 36 年 10 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間①のうち、昭和 34 年 3 月 28 日から昭和 * 年 * 月 * 日までの期間について、請求者が A 社において厚生年金基金の加入員であったと認めることはできない。

請求期間①のうち、昭和 * 年 * 月 * 日から昭和 45 年 6 月 13 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金基金の加入員資格に係る記録の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 28 日から昭和 45 年 6 月 13 日まで
② 昭和 45 年 6 月 13 日から同年 8 月 1 日まで

請求期間①について、私は A 社に勤務しており、昭和 34 年 3 月 28 日から昭和 36 年 10 月 1 日までの期間については、同社に勤務していた当時に受け取っていた給料が 6,000 円くらいであったのに、年金記録の標準報酬月額が 1 万円とされているのはおかしい。また、同社において、厚生年金保険被保険者資格取得年月日である昭和 34 年 3 月 28 日から厚生年金基金に加入していたと記憶しているのに、当該基金の記録では、加入員期間が昭和 * 年 * 月 * 日からとされているのはおかしい。これまで 2 回にわたり訂正請求を行い、訂正は認められないとする関東信越厚生局長の通知を受け取ったが、審議結果に納得できない。再審議の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A 社を退職した日の翌日に B 社に入社し、C の製造の仕事をしていたのに、年金記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日が、昭和 45 年 8 月 1 日となっているのはおかしい。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和 34 年 3 月 28 日から昭和 36 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、i) オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和

34年3月からは6,000円、同年8月からは8,000円、昭和35年10月からは7,000円と記録されており、請求者が記憶する当時の報酬月額と近似していること、ii) 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条により、昭和44年11月1日前に厚生年金保険の被保険者であった者に関し、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額に1万円未満のものがあるときは、平均標準報酬月額を計算する場合において、これを1万円とする旨定められていること、iii) A社において、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額の記録と比較しても不自然な点は見当たらないことなどから、既に平成27年7月10日付け及び平成30年1月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「請求期間に係る標準報酬月額の記録が1万円とされているのはおかしい。」と主張し、3回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、上述したとおり、請求期間①のうち、昭和34年3月28日から昭和36年10月1日までの期間に係る請求者の年金記録には、請求者の主張に近似した標準報酬月額の記録が存在しており、法律上、保険給付の計算をする際に1万円と読み替えているに過ぎないことから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の訂正を行う必要は認められない。

2 請求期間①のうち、昭和34年3月28日から昭和*年*月*日までの期間に係る請求者の厚生年金基金加入員期間については、i) 請求者が加入を主張する厚生年金基金の制度は、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第104号)により昭和41年10月1日に施行されたものであること、ii) A社が加入していたD厚生年金基金が設立されたのは昭和*年*月*日であり、同日より前は同基金が存在していないこと、iii) 請求者が所持する昭和48年9月1日付けの厚生年金基金連合会(現在は、企業年金連合会)からの通知はがきにおいて、厚生年金基金の加入員となった日は昭和*年*月*日であることが確認できること、iv) 企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳により、A社は、D厚生年金基金が設立された昭和*年*月*日に当該基金に加入し、同日から請求者を当該基金の加入員としたことが確認できること、v) 請求期間①のうち昭和*年*月*日より前の期間に、同社において厚生年金基金の加入員となっている同僚はいないことなどから、既に平成27年7月10日付け及び平成30年1月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「昭和34年3月28日から厚生年金基金に加入していた。」と主張し、3回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、従業員が厚生年金基金の加入員になるためには、勤務している事業所が厚生年金基金に加入している必要があるところ、上述のとおり、昭和*年*月*日より前の期間において、A社は厚生年金基金に加入していない上、昭和41年10月1日より前については、厚生年金基金の制度自体が存在しないことから、請求期間①のうち、昭和34年3月28日から昭和*年*月*日までの期間について、請求者が厚生年金基金の加入員であったと認めることはできない。

3 請求期間①のうち、昭和*年*月*日から昭和45年6月13日までの期間については、オンライン記録によると、請求者はA社における厚生年金基金の加入員として、昭和*年*月*日に資格を取得し、昭和45年6月13日に資格を喪失した記録が存在していることから、当該期間について、年金記録の訂正を行う必要は認められない。

4 請求期間②について、請求者は、B社に昭和45年6月13日に入社し、Cの製造の仕事をしてきた旨主張している。

しかしながら、B社の現在の事業主は、請求期間②当時の事業主は既に亡くなっている上、当時の資料を保管していないことから、請求者の入社年月日、厚生年金保険料の控除等は不明である旨回答している。

また、請求期間②にB社において厚生年金保険の被保険者記録を有している複数名に対して照会し、全員から回答を得たところ、そのうち1名は請求者を記憶しており、請求者は「E職」であったと回答しているが、請求者の入社年月日については記憶していない旨陳述している。

さらに、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者のB社における雇用保険被保険者資格取得年月日は、請求期間②より後である昭和46年1月19日であることが確認できる。

以上のことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社における請求期間②当時の複数の従業員は、同社では、「F業務（E職）」には試用期間等があり、入社してすぐに厚生年金保険の被保険者とはならなかった旨陳述している上、当該従業員のうち1名は、自身の年金記録についても、同社において「E職」として入社してから、数か月の試用期間を経過後、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している旨陳述していることから、同社は「F業務（E職）」について入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。